

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）には、高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯、認知症高齢者がさらに増加することが見込まれており、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる地域社会を形成していくことが大きな課題となっています。

また、今後、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据え、地域包括ケアシステムの一層の推進と介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）、「共生」と「予防」を両輪とする認知症施策の総合的推進、介護現場の革新（人材確保・生産性の向上）等の取組を進めることが求められています。

本市では、「福祉で夢のあるまちづくり・健康で明るく暮らせる住みよいまちづくり」を基本理念に、「遠野ハートフルプラン2018（第七次遠野市高齢者福祉計画・第7期遠野市介護保険事業計画）（以下「第7期計画」という。）」を策定し、住まい・医療・介護・予防・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築・深化に向けた取組を進めてきました。

これまでの取組の方向性を引き継ぎつつ、国における制度改正や本市における高齢者の実情を踏まえた見直しを行い、高齢者福祉のさらなる充実と、持続可能で安定した介護保険事業の推進に向け、基本的な方向性と具体的な施策を明らかにすることを目的として、「遠野ハートフルプラン2021（第八次遠野市高齢者福祉計画・第8期遠野市介護保険事業計画）（以下「本計画」という。）」を策定しました。

2 計画の位置付け

(1) 法的位置付け

本計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律 133 号）第 20 条の 8 に規定する「高齢者福祉計画」および介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条に規定する「介護保険事業計画」を一体のものとして策定しています。

高齢者福祉計画は、地域における高齢者を対象とした高齢者施策に関する基本的方向や目標を設定し、その実現に向けて取り組むべき施策を定めたものです。

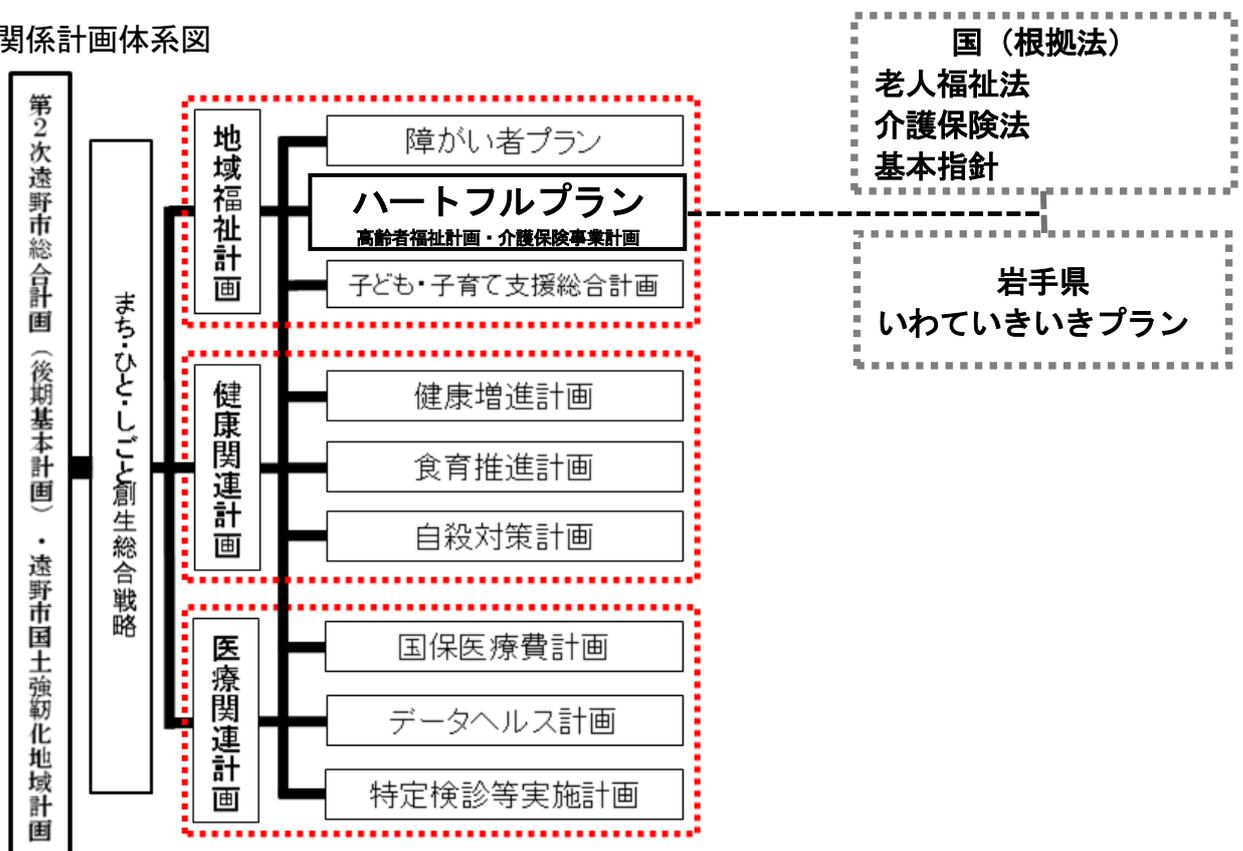
介護保険事業計画は、介護保険の対象サービスの種類やサービス見込み量を推計し、保険料を算定するなど、保険給付の円滑な実施を確保するために定めたものです。

なお、本計画策定後に、社会状況の変化等に伴い計画の見直しが生じた場合は、必要な変更を行うものとします。

(2) 他計画との関係

本計画は、国の定める策定指針を踏まえ、岩手県の「いわていきいきプラン」、本市のまちづくりの総合的指針である「遠野市総合計画」、遠野スタイル創造・発展総合戦略「まち・ひと・しごと創生総合戦略」および遠野市総合計画の部門別計画としての「遠野市地域福祉計画」等の関連計画との整合性を図ります。

■関係計画体系図



■市関係計画と計画期間

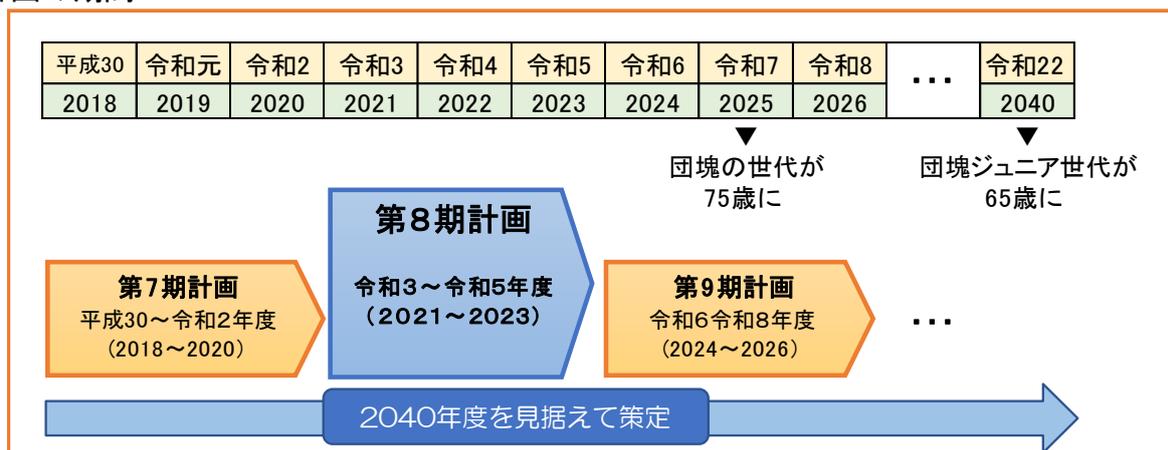
年度 計画名	H28	H29	H30	H31 (R元)	R2 (H32)	R3	R4	R5	R6	R7
市総合計画	第2次総合計画基本構想前期基本計画					後期基本計画				
市国土強靱化地域計画						当初計画(R2～)				
まち・ひと・しごと創生総合戦略	当初計画(H27～)				第2期計画					
地域福祉計画	第3期計画					第4期計画				
ハートフルプラン(高齢者福祉計画・介護保険事業計画)	第6期計画		第7期計画			第8期計画				
障がい者プラン(基本)計画	障がい者プラン2015(第3期障がい者、第4期障がい福祉計画)		障がい者プラン2018(第4期障がい者、第5期障がい福祉、第1期障がい児福祉)			障がい者プラン2021(第5期障がい者、第6期障がい福祉、第2期障がい児福祉)				
障がい福祉計画										
障がい児福祉計画										
健康増進計画	第3次計画					第4次計画				
自殺対策計画						第1期計画				
少子化対策・子育て支援総合計画(遠野わらすっこプラン)	第1期計画				第2期計画					
食育推進計画	第2期計画					第3期計画				

(3) 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3カ年を計画期間としています。

団塊の世代が後期高齢者となる令和7年(2025年)、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)を見据え、地域包括ケアシステムの推進と持続可能なサービス基盤、人的基盤の整備を図ります。

■計画の期間



3 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

本計画を策定するにあたり、高齢者等を対象に日常生活の状況、健康状態、福祉・介護保険事業に関する意見などを伺い、策定の基礎資料、今後の保健福祉施策に生かすため、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」「在宅介護実態調査」「地域の実態把握調査」のアンケート調査を実施しました。

(2) 計画策定の体制

①策定委員会の設置

幅広い視点での協議を行うため、市民、介護保険事業所の職員、関係機関・団体の職員からなる策定委員会を設置し、計画の協議・検討を行いました。

②ワーキンググループの設置

計画の分野ごとに実務上の協議および検討を行うため、市民、介護保険事業所の職員、市職員からなるワーキンググループを設置し、テーマに基づき地域の現状や課題を検討しました。

ワーキンググループ名	検討事項
① 介護サービスの基盤整備	人材の育成と確保、日常生活圏域の設定、施設整備・介護保険料の関係
② 生活支援・介護予防等サービス支援	介護予防・日常生活支援総合事業の在り方
③ 地域包括ケアシステムにおける認知症支援施策の推進	認知症に対する総合的な支援体制

③パブリックコメントの実施

本計画の内容について市民から広く意見や提案をいただくため、市ホームページに掲載したほか、遠野健康福祉の里及び市内各地区センターにおいて、令和3年1月12日から1月22日までパブリックコメントを実施しました。

4 介護保険法の主な改正内容

地域共生社会の実現	<p>①地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援【社会福祉法、介護保険法】</p> <p>○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業およびその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。</p>
	<p>②地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進【介護保険法、老人福祉法】</p> <p>○認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国および地方公共団体の努力義務を規定する。</p> <p>○市町村の地域支援事業における関連データの活用努力義務を規定する。</p> <p>○介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。</p>
	<p>③医療・介護のデータ基盤の整備の推進【介護保険法、地域における医療および介護の総合的な確保の促進に関する法律】</p> <p>○介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求められることができることと規定する。</p> <p>○医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。</p> <p>○社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。</p>
	<p>④介護人材確保および業務効率化の取組の強化【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士および介護福祉士法等の一部を改正する法律】</p> <p>○介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保および業務効率化の取組を追加する。</p> <p>○有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。</p> <p>○介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。</p>
	<p>⑤社会福祉連携推進法人制度の創設【社会福祉法】</p> <p>○社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。</p>

第1号事業	①第1号事業の対象者の弾力化【介護保険法】
	○第1号事業の対象者に、要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービスおよび施設サービス並びにこれらに相当するサービスを受ける前から市町村の補助により実施される第1号事業のサービスを継続的に利用する居宅要介護被保険者を追加する。
在宅医療・介護連携推進事業	②在宅医療・介護連携推進事業【介護保険法】
	○第1号事業のサービス価格について、国が定める額を勘案して市町村が定める。
在宅医療・介護連携推進事業	①市町村は、在宅医療および介護が円滑に切れ目なく提供される仕組みの構築を目的として、他の地域支援事業等と連携して以下の事業を実施する。【介護保険法】
	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅医療・介護連携に関して、必要な情報の収集、整理および活用、課題の把握、施策の企画および立案、医療・介護関係者に対する周知を行う事業 ○地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談に応じ、必要な情報の提供および助言その他必要な援助を行う事業 ○在宅医療・介護連携に関する地域住民の理解を深めるための普及啓発を行う事業 ○医療・介護関係者間の情報の共有を支援する事業、医療・介護関係者に対して、在宅医療・介護連携に必要な知識の習得および当該知識の向上のために必要な研修を行う事業その他の地域の実情に応じて医療・介護関係者を支援する事業

※「地域共生社会の実現」は令和2年6月12日公布。順次施行。

「第1号事業」「在宅医療・介護連携推進事業」は令和3年4月1日から施行。